

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学職員が、2019年5月以降、複数の部下に対して、他の職員がいる場において、人格や尊厳を侵害するような発言により、感情的に叱責を繰り返し行いました。さらに、書類を投げつける行為や身体的苦痛を与える行為を行っていたことも発覚しました。

調査を行った結果、これらの行為がパワー・ハラスメント行為にあたるものと判断し、2021年6月18日付けで当該職員を停職の懲戒処分といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。本学ではこのことを厳粛に受け止め、今後このようなことのないよう、より一層、職員の指導に努めていく所存です。

2021年7月1日

東京医科歯科大学長

田 中 雄二郎

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事労務課

(電話) 03-5803-4159